

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年上尾市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号の改正規定中「改める」を「、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

3 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。